

〔機械・公益共通〕

- (1)平成30年6月に自転車活用推進計画が閣議決定されたこと、ギャンブル等依存症対策基本法成立に伴うギャンブル等依存症対策への社会的な要請、更には2年後に迫った東京オリンピック・パラリンピック開催による国民のスポーツへの意識の高まり等を受けて、

補助事業の基本方針に

「これまで取組んできた補助事業の成果・効果、また自転車活用推進計画の閣議決定やギャンブル等依存症対策基本法成立に伴うギャンブル等依存症対策への社会的な要請、更には2年後に迫った東京オリンピック・パラリンピック開催による国民のスポーツへの意識の高まり及びスポーツ界を取り巻く課題解決への期待等、社会環境の変化を踏まえ、「チャレンジ」「チェンジ」をキーワードに、さまざまな社会的課題を解決するための取組みを積極的に支援します。」

と明記する。

〔機械関連〕

- (1)《自転車・モーターサイクル・パラスポーツの支援に資する事業》

- ・自転車・モーターサイクル・パラスポーツの支援を強化するため上限金額を15,000万円から20,000万円に引き上げる。
- ・自転車・モーターサイクルのIoT化の促進を積極的に支援するため明示する。

- (2)《医療機器の振興に資する事業》

- ・公益分野で支援してきた「難病及び希少難病に関する研究のための医療機器の整備に対する取組み」を、積極的に支援するため「医療機器の振興に資する事業」とし、機械分野へ移管する。